

2024 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について



土壌汚染対策法（以下「法」という）の施行状況等について、2024 年度の調査が実施されました。全国の 47 都道府県と 111 政令市を対象とし、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間に、法第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 14 条、汚染土壌処理業に関する省令第 13 条に基づく土壌汚染状況調査を実施した結果は以下の通りでした。

2024 年度、法に基づく土壌汚染状況調査結果が報告された件数は、1,680 件でした。このうち要措置区域または形質変更時要届出区域に指定された件数は 661 件で、2010 年 4 月（制度が施行された年）からの累計では 7,599 件になりました。

（1）法に基づく調査結果報告件数

法第 3 条	法第 4 条	法第 5 条	法第 14 条	処理業省令第 13 条	計
668 (7,155)	758 (5,775)	0 (6)	251 (4,202)	3 (11)	1,680 (17,149)

※（ ）内は法施行（2003 年 2 月 15 日）からの累計。

（2）区域指定件数

要措置区域	形質変更時要届出区域	計
83 (1,093)	578 (6,506)	661 (7,599)

※（ ）内は改正法施行（2010 年 4 月 1 日）からの累計。

当社では土壌の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社土壌分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026 年 4 月 23 日付 環境省報道発表資料](#)

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 1 2 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からもご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

